

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更正手続き又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

2 入札参加手続等

(1) 現場説明会は行わない。

(2) 競争参加確認申請書等の提出

入札参加を希望する者は、会津美里町総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領に基づき、次の総合評価方式に関する資料を提出すること。

ア 競争参加確認申請書(様式第 2 号)

イ 企業の技術力(実績・経験等)調書(様式第 3 号)

ウ 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)調書(様式第 4 号)

エ 企業の地域社会に対する貢献度調書(様式第 5 号)

(3) その他

ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札等

(1) 入札書の提出について

入札に参加する者は、入札書、工事費内訳書、設計図書閲覧済証および総合評価に関する実績等を以下の方法により提出しなければならない。

ア 入札書等の提出は、持参により提出すること。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え、又は撤回は認めない。

イ 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

ウ 中封筒には、入札書、設計図書閲覧済証及び工事費内訳書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

エ 外封筒には、入札書等を同封した中封筒と総合評価に係る実績等(上記 2 (2)に示す書類)を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先(電話番号・ファクシミリの番号)、入札書等在中の旨を記載すること。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者候補者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び実績等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札候補者の順位を決める。

(2) 総合評価の方法

(特別簡易型)

ア 実績等の内容に応じ、下記①～③の評価項目ごとに評価を行い、点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)を与える。

- ① 企業の技術力(実績・経験等)
- ② 配置予定技術者の技術力
- ③ 企業の地域社会に対する貢献度

「加算点」の算出方法は、全評価項目の満点(合計点数)を加算点最高点数 10点とする。

イ 入札価格及び実績等に係る総合評価は、入札者の実績等に係る上記アにより得られた加算点と標準点の合計を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(評価値)をもって行う。

(3) 評価項目及び評価基準

別記 1 に記載した各評価項目について、評価基準に基づき加点する。

(4) 評価値算出価格

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

(基準価格設定型)

ア 予定価格算出の基礎となった工事積算をもとに評価基準価格を設定する。

イ 評価基準価格を上回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。

ウ 評価基準価格以下の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

ア 評価値の高い者から3番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、閲覧により行う。

6 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、通知のあった日から起算して2日以内に会津美里町事後審査型制限付一般競争入札取扱要領第12条第2項に基づき、制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)と提出を求められた資格の確認に必要な書類に加え、提出されている実績等を証明する書類(会津美里町総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領に定める様式第3号、第4号及び第5号の備考欄に記載された書類等)を提出し、当該入札に参加する者に必要な資格及び技術評価加算点の確認を受けること。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して競争入札資格不適合通知書により通知する。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から2日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出された場合の時には、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 契約保証金

契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる

担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除する。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
- (3) 会津美里町財務規則第99条第1項第4号の規定に該当する場合

9 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び会津美里町工事等指名競争入札心得(平成17年会津美里町告示第27号)において示す入札に関する条件等に違反した入札に加え、次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札書等の提出において、総合評価に係る実績等(会津美里町総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領様式第2号、様式第3号～第5号)が入札書等と一緒に中封筒に同封され提出された場合
- (2) 入札書等の提出において、総合評価に係る実績等(会津美里町総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領様式第2号、様式第3号～第5号)が提出されない場合
- (3) 落札候補者について、加対象項目の確認書類等が提出されない場合

10 その他

- (1) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。